

令和 7 年度文京区食品衛生監視指導計画に対するご意見及び文京区の考え方・取組みについて

項目No.	項目タイトル	ご意見	文京区の考え方・取組み
概要 3	監視指導事業	生産地の監視指導は考えなくて良いか。輸入品の農薬使用等、心配なことが多い。	原則として国内の生産地は農林水産省が監視指導を行い、輸入品は厚生労働省が輸入時の検疫等で監視指導を行います。広域流通食品の違反発生時には、各機関と連携して適切な対応を図り、違反食品の排除を実施します。
本文 5 (2) イ	監視指導事業 (食中毒予防対策)	ノロウイルス食中毒は国の指定ならしやないが新鮮なカキにも寄生していることから食中毒として店を取り締まるのは妥当かと思う。	事業者に対して引き続きノロウイルスに関する注意喚起、正しい知識の普及、調理従事者の健康管理、手洗い励行等の衛生指導を実施します。
本文 5 (3) エ	監視指導事業 (広域流通食品対策)	放射性物質の安全性に対する検査の結果の多少の情報を発信してほしい。	ご意見として承ります。なお、全国における食品中の放射性物質の検査結果については、農林水産省及び厚生労働省において公表しているところです。 (HP例： https://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/shokuhin.html (厚生労働省)) また、本文5 (3) エにお示ししているとおりの、規制値を超えた食品が流通するなどの事象が発生した場合には、国や都と連携して対応し、適切な情報提供に努めます。
本文 5 (3) キ	監視指導事業 (健康食品対策)	TV の通販でのサプリや健康食品に対する健康被害の調査も行うと良いと思う。	ご意見として承ります。本文 5 (3) キにお示ししているとおりの、営業者に対して健康被害の情報を消費者等から受け付けた場合には、速やかに、当該情報を情報提供するよう指導します。
		機能性表示食品と特定保健用食品の違い等、消費者が無知な場合が多くその違いや使用上の注意等、情報啓発を推進してほしい。	機能性表示食品と特定保健用食品等、保健機能食品についての情報啓発の推進に関しては、担当課にご意見を伝えました。
本文 6 (1) イ	試験検査 (安全性検査)	アレルギー特定原材料について幼児期は卵・牛乳・小麦が原因だったが近年クルミが多いらしい。輸入クルミの安全性検査は可能か。	ご意見として承ります。なお、近年のアレルギー症例件数が増加傾向である「くるみ」については、食品表示基準の一部改正により、令和 5 年 3 月 9 日からアレルギー特定原材料に追加されたところです。文京区においては、加工食品における誤表示等が食品事故に直結することを考慮し、来年度も引き続き「くるみ」に係る検査を実施する予定としております。
本文 8 (1)	HACCP の取組支援	文中の「食 品衛生管理ファイル等～」空白があるため詰めること。	ご意見を参考に文言を修正しました。